

## 販売会社：碧海信用金庫

この資料は、この商品の全ての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みに際しては、「商品概要書」、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「例表」または「提案書」、「ご契約のしおりー定款・約款」等を必ずお読みください。

## この商品は日本生命を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

### 1.商品等の内容（当金庫は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

金融商品の名称・種類	ロングドリームGOLD 3 <ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険(米ドル建・豪ドル建)>
組成会社 (引受保険会社)	日本生命保険相互会社
販売委託元	
金融商品の目的・機能	<p><b>【目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨の金利を活かして積立金をふやし、将来は大切な方へ資産を「のこす」か、ご自分で「つかう」かを選択できる外貨建の終身保険です。</li> </ul> <p><b>【機能】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定通貨を米ドルまたは豪ドルより選択できます。</li> <li>告知不要で15歳から90歳まで加入できます。</li> <li>被保険者が亡くなられたとき、指定通貨で一時払保険料以上の死亡保険金をお支払いします。</li> <li>以下の2つのタイプより選択できます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①「ふやすタイプ」 -積立利率にしたがって、積立金をふやします。</li> <li>②「うけるタイプ」 -契約応当日に被保険者が生存しているとき、毎年定期支払金をお支払いします。</li> </ul> </li> <li>将来、お申し出により「のこすコース(円建終身保険)」または「つかうコース(円建年金)」に移行できます。</li> </ul>
商品組成に携わる事業者が想定する購入層	<ul style="list-style-type: none"> <li>この商品は、まとまった資金を長期にわたり運用しながら、終身にわたる死亡保障を準備したい方を念頭に組成しています。</li> <li>日本生命が設定した所定の利率にもとづきリスクを抑えた運用を行いますが、為替変動リスク、金利変動リスクがあるため、それらに伴う元本割れを許容できる方を想定しています。</li> <li>併せて、外国金利・為替と外国債券評価額の関係を理解でき、当面の生活資金を確保している方を想定しています。</li> </ul> <p>(5年超の長期で運用期間を確保できる方を想定しています。長期の保有を想定して組成している商品のため、契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかつたり、元本割れる可能性が高まつたりするため、十分ご留意ください。また、解約により保障も失われます。)</p>
パッケージ化の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>この商品は、外貨での「運用」機能と、「保障」機能を組合せた商品です。</li> <li>他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。</li> <li>詳細については、必ず各金融商品の契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。</li> </ul>
クーリング・オフの有無	クーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除することができます。

(質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。

② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。

③ この商品が複数の商品を組合せたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

## 2.リスクと運用実績（この商品は、円建の元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります）

損失が生じるリスクの内容	<p><b>【為替変動リスク】</b>          死亡保険金・定期支払金・解約払戻金は為替レートの変動の影響を受けます。          ・為替レートが契約時から変動しなかった場合と比べ、保険金等を円に換算した額が少くなることがあります。          ・保険金等を円に換算した額が、一時払保険料(円)<sup>*1</sup>を下回ることがあります。          ・為替レートが契約時から変動しなかった場合でも、為替手数料の負担が生じます。</p> <p>* 1 円払込金額、または払込金額を責任開始日の円入金用為替レートで円に換算した額</p>																													
	<p><b>【金利変動リスク】</b>          解約払戻金は市場金利調整により、市場金利の変動の影響を受けます。          ・この保険は、債券等への投資によって積立金額をふやす、または定期支払金をお支払いするしくみとなっております。債券は金利が上昇すると時価が減少します。解約払戻金の計算には、この債券の時価変動を反映させるために、市場金利調整を導入しています。</p>																													
	<p><b>【解約時の元本割れリスク】</b>          解約払戻金額は、指定通貨でも一時払保険料を下回ることがあります。</p>																													
[参考] 為替レートの騰落率	<p><b>【米ドル】</b> 最大値 30.4% 最小値▲16.0% 平均値 4.2%  <b>【豪ドル】</b> 最大値 27.6% 最小値▲18.4% 平均値 0.9%</p> <p>※2014年10月～2024年9月までの10年間の各月末における1年間の騰落率      ※日本生命が指標としている金融機関の公示値をもとに作成</p>																													
[参考] 実質的な利回り	<p><b>【定義】</b>          ・「ふやすタイプ」では10年後の契約応当日における積立金額(指定通貨建)を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。(実質的な利回り＝積立利率となります。)          ・「うけとるタイプ」では10年後の契約応当日における積立金額(指定通貨建)と10年間の定期支払金の受取累計額の合計を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを年複利換算により算出した利回りを実質的な利回りとします。(実質的な利回り＜積立利率となります。)          ※10年後の契約応当日以外の日付で解約した場合に支払われる解約払戻金の利回りを保証するものではありません。          ※積立利率および実質的な利回りは外貨建の利回りであり、円建の利回りではありません。</p> <p><b>【例】</b>      前提：契約日 2024年10月16日～2024年10月31日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被保険者の 契約日における満年齢</th> <th colspan="2">ふやすタイプ<sup>*2</sup></th> <th colspan="2">うけとるタイプ<sup>*3</sup></th> </tr> <tr> <th>積立利率</th> <th>実質的な 利回り</th> <th>積立利率</th> <th>実質的な 利回り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル 15歳～75歳</td> <td>3.70%</td> <td>3.70%</td> <td>3.70%</td> <td>3.19%</td> </tr> <tr> <td>米ドル 76歳～90歳</td> <td>3.07%</td> <td>3.07%</td> <td>3.07%</td> <td>2.71%</td> </tr> <tr> <td>豪ドル 15歳～75歳</td> <td>3.60%</td> <td>3.60%</td> <td>3.60%</td> <td>3.12%</td> </tr> <tr> <td>豪ドル 76歳～90歳</td> <td>3.24%</td> <td>3.24%</td> <td>3.24%</td> <td>2.84%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ご契約に適用される積立利率および実質的な利回りについては「例表」または「提案書」をご確認ください。      ※実質的な利回りの計算には、配当金は含まれておりません。      ※実質的な利回りは小数第3位を切り捨てて表示しております。      * 2 円建死亡保険金特約を付加しない場合です。付加した場合については、「提案書」または日本生命のホームページをご確認ください。      * 3 定期支払金額円建固定特約(率更改型)を付加しない場合です。付加した場合については、「例表」、「提案書」または日本生命のホームページをご確認ください。</p>	被保険者の 契約日における満年齢	ふやすタイプ <sup>*2</sup>		うけとるタイプ <sup>*3</sup>		積立利率	実質的な 利回り	積立利率	実質的な 利回り	米ドル 15歳～75歳	3.70%	3.70%	3.70%	3.19%	米ドル 76歳～90歳	3.07%	3.07%	3.07%	2.71%	豪ドル 15歳～75歳	3.60%	3.60%	3.60%	3.12%	豪ドル 76歳～90歳	3.24%	3.24%	3.24%	2.84%
被保険者の 契約日における満年齢	ふやすタイプ <sup>*2</sup>		うけとるタイプ <sup>*3</sup>																											
	積立利率	実質的な 利回り	積立利率	実質的な 利回り																										
米ドル 15歳～75歳	3.70%	3.70%	3.70%	3.19%																										
米ドル 76歳～90歳	3.07%	3.07%	3.07%	2.71%																										
豪ドル 15歳～75歳	3.60%	3.60%	3.60%	3.12%																										
豪ドル 76歳～90歳	3.24%	3.24%	3.24%	2.84%																										
[参考] 解約払戻金推移	「例表」または「提案書」をご確認ください。																													

※損失リスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」の注意喚起情報「リスク」に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
- ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
- ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
- ⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
- ⑨ 実質的な利回り等のリターンではなく、保険商品としての機能やメリット(デメリット)について説明してほしい。

### 3.費用（この商品の購入または保有には、費用が発生します）

購入時に支払う費用 (販売手数料等)	<p><b>【ふやすタイプ】</b> ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。  <b>&lt;円建死亡保険金特約を付加した場合&gt;</b> 上記に加えて、死亡保険金を一時払保険料(円)で最低保証するための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。</p> <p><b>【うけとるタイプ】</b> ご契約の締結・維持等に必要な費用ならびに死亡保険金を指定通貨で最低保証するために必要な費用等(保険契約関係費)と、定期支払金をお支払いするための費用を、積立利率を定める際にあらかじめ控除しております。</p> <p><b>&lt;「定期支払金額円建固定特約(率更改型)」を付加した場合&gt;</b> 上記に加えて、定期支払金額を円で一定額とするための費用を、定期支払率を定める際にあらかじめ控除しております。</p>																		
継続的に支払う費用 (信託報酬等)	<p><b>【のこすコース】</b> ご契約の維持等に必要な費用を、移行時に適用される利率を定める際にあらかじめ控除しております。</p> <p><b>【つかうコース】</b> 責任準備金に対して、以下の費用を控除したうえで年金額が計算されます。</p> <table border="1" data-bbox="457 680 1267 759"> <thead> <tr> <th>年金の種類</th><th>5年確定年金</th><th>10年確定年金</th><th>15年確定年金</th></tr> <tr> <th>費用</th><td>年率 0.290%</td><td>年率 0.230%</td><td>年率 0.151%</td></tr> </thead> </table>	年金の種類	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金	費用	年率 0.290%	年率 0.230%	年率 0.151%										
年金の種類	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金																
費用	年率 0.290%	年率 0.230%	年率 0.151%																
運用成果に応じた費用 (成功報酬等)	ありません。																		
解約をした場合の費用 (解約控除等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>解約払戻金額を計算する際、一時払保険料に経過年数別の解約控除率(下表)を乗じた金額を控除します。※経過年数 10 年以上の場合、解約控除はかかりません。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="446 911 1276 1102"> <thead> <tr> <th>経過年数</th><th>0年以上 1年未満</th><th>1年以上 2年未満</th><th>2年以上 3年未満</th><th>3年以上 4年未満</th><th>4年以上 5年未満</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解約控除率</td><td>5.0%</td><td>4.5%</td><td>4.0%</td><td>3.5%</td><td>3.0%</td></tr> </tbody> </table> <p>※市場金利等の変動があった場合、上記の費用とは別に、解約払戻金額が減少することがあります。(例えば、解約時の市場金利が契約日または積立利率更改日よりも上昇した場合は、解約払戻金額が減少することがあります。)</p>	経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%						
経過年数	0年以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満														
解約控除率	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%														
通貨の換算に関する費用	<p>通貨を換算する場合、以下の為替手数料がかかります。</p> <table border="1" data-bbox="457 1316 1276 1495"> <thead> <tr> <th colspan="2">1 通貨あたりの為替手数料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円を指定通貨に換算するとき</td><td>50 銭</td></tr> <tr> <td>指定通貨を円に換算するとき</td><td></td></tr> <tr> <td>外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に換算するとき</td><td>払込通貨から円に換算するときに 25 銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに 25 銭</td></tr> </tbody> </table>	1 通貨あたりの為替手数料		円を指定通貨に換算するとき	50 銭	指定通貨を円に換算するとき		外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに 25 銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに 25 銭										
1 通貨あたりの為替手数料																			
円を指定通貨に換算するとき	50 銭																		
指定通貨を円に換算するとき																			
外貨入金特約を付加し、 払込通貨から指定通貨に換算するとき	払込通貨から円に換算するときに 25 銭、 さらに円から指定通貨に換算するときに 25 銭																		
特約を付加した場合の費用	<p>特約の付加・適用時、上記の為替手数料を加味した以下の為替レートで通貨を換算します。</p> <table border="1" data-bbox="457 1540 1435 1911"> <thead> <tr> <th>特約名称</th><th>為替レート</th><th>適用日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円入金特約</td><td>TTM + 50 銭</td><td rowspan="2">日本生命が保険料を受領した日</td></tr> <tr> <td>外貨入金特約</td><td>(指定通貨のTTM + 25 銭) ÷(払込通貨のTTM - 25 銭)</td></tr> <tr> <td>円支払特約</td><td>TTM - 50 銭</td><td rowspan="2">日本生命が必要書類を受けた日</td></tr> <tr> <td>円建死亡保険金特約</td><td>TTM - 50 銭</td></tr> <tr> <td>定期支払金円支払特約</td><td>TTM - 50 銭</td><td rowspan="2">契約応当日または日本生命が必要書類を受けた日のいずれか遅い日</td></tr> <tr> <td>定期支払金額円建 固定特約(率更改型)</td><td>TTM + 50 銭</td></tr> </tbody> </table> <p>※TTM(対顧客電信売買相場仲値)は、日本生命所定の金融機関が公表する値です。 上記適用日に公表されない場合は、次の公表される日が適用日となります。</p>	特約名称	為替レート	適用日	円入金特約	TTM + 50 銭	日本生命が保険料を受領した日	外貨入金特約	(指定通貨のTTM + 25 銭) ÷(払込通貨のTTM - 25 銭)	円支払特約	TTM - 50 銭	日本生命が必要書類を受けた日	円建死亡保険金特約	TTM - 50 銭	定期支払金円支払特約	TTM - 50 銭	契約応当日または日本生命が必要書類を受けた日のいずれか遅い日	定期支払金額円建 固定特約(率更改型)	TTM + 50 銭
特約名称	為替レート	適用日																	
円入金特約	TTM + 50 銭	日本生命が保険料を受領した日																	
外貨入金特約	(指定通貨のTTM + 25 銭) ÷(払込通貨のTTM - 25 銭)																		
円支払特約	TTM - 50 銭	日本生命が必要書類を受けた日																	
円建死亡保険金特約	TTM - 50 銭																		
定期支払金円支払特約	TTM - 50 銭	契約応当日または日本生命が必要書類を受けた日のいずれか遅い日																	
定期支払金額円建 固定特約(率更改型)	TTM + 50 銭																		

※上記の費用は、将来変更される可能性があります。上記以外の費用を含め、詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」の契約概要「解約払戻金」「特約」・注意喚起情報「諸費用」に記載しています。

(質問例) ⑩ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。

⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

## 4.換金・解約の条件（この商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- ・解約はいつでも可能です。
- ・解約する場合、解約控除や市場金利の変動の影響により、解約払戻金額は指定通貨でも一時払保険料を下回ることがあります。特に、契約日または積立利率更改日から解約日までの期間が短い場合、解約控除・市場金利調整による解約払戻金の減少額が大きくなり、元本割れする可能性が高くなります。
- ・また、解約払戻金を円で受取る場合、為替レートの変動の影響を受けるため、一時払保険料(円)を下回ることがあります。

※詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」の契約概要「解約払戻金」・注意喚起情報「リスク」「諸費用」に記載しています。

(質問例) ⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

## 5.当金庫の利益とお客さまの利益が反する可能性

当金庫がお客さまにこの商品を販売した場合、当金庫は、この商品の組成会社である日本生命から、募集および契約の維持・管理に対する対価として、以下の手数料をいただきます。

- 1年目 : 一時払保険料を円換算した金額に対して、2.70%または2.00%  
2~10年目 : 一時払保険料を円換算した金額に対して、0.30%(年率)または0.25%(年率)

〈組成会社との間の人的関係や資本的関係〉当金庫は、この商品の組成会社との間で、資本関係等の特別な関係はありません。

〈販売会社における業績評価〉当金庫の業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されることはありません。

※手数料の内容の詳細は「商品概要書」に記載しています。

※利益相反の内容とその対処方針については、「顧客本位の業務運営に関する原則」の「取組方針」をご参照ください。

(URL) [https://www.hekishin.jp/houshin/fiduciary\\_duty.php](https://www.hekishin.jp/houshin/fiduciary_duty.php)



(質問例) ⑬ あなたの会社が得る手数料が高い商品等、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私にすすめていないか。  
私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

## 6.租税の概要（NISA、iDeCo の対象か否かもご確認ください）

- ・一時払保険料 : 一般生命保険料控除の対象となります。
- ・死亡保険金 : 契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係により、相続税、贈与税または所得税(一時所得)+住民税の対象となります。
- ・解約払戻金 : 所得税(一時所得)+住民税の対象となります。
- ・定期支払金 : 契約者・定期支払金受取人の関係により、所得税(雑所得)+住民税または贈与税の対象となります。
- ・年金 : 年金開始時…所得税(一時所得)+住民税の対象となります。  
年金受取時…所得税(雑所得)+住民税の対象となります。

※NISA、iDeCo の対象とはなりません。

※上記は2025年2月現在の税制にもとづくもので、将来変更されることがあります。個別の税務の取扱い等については、(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

※詳細は「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」の注意喚起情報「税金の取扱い」に記載しています。

## 7.その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

・日本生命が作成した「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」

<https://www.nissay.co.jp/kojin/shohin/ichiran/madohan.html>



※販売中商品の最新版を登載しています。遷移先画面にてこの商品の詳細をクリックしてください。

※2025年4月現在の内容です。今後予告なく変更されることがあります。